

彦根市使用料・手数料の見直しに関する基準

令和7年2月

彦根市

目次

1 はじめに	1
2 基本的な考え方	1
(1) 受益者負担の原則	1
(2) 類似施設間の調整	1
(3) 定期的な見直し	1
(4) 激変緩和措置	1
3 使用料の算定方法	2
(1) 対象とする使用料	2
(2) 使用料の算出の考え方	2
(3) 算定方法	2
ア 料金原価の考え方	2
(ア) 原価	2
イ 料金原価の計算方法	3
(ア) 面積基準	3
(イ) 人数基準	3
4 手数料算定の考え方	3
(1) 対象とする手数料	3
(2) 手数料の算定の考え方	4
(3) 手数料の計算方法	4
5 使用料・手数料の改定に係る取扱い	4
(1) 減額・免除の取扱い	4
(2) 利用に係る区分設定	4
(3) その他個別事由による調整	5

1 はじめに

様々な行政サービスのうち、利用者(受益者)が負担する使用料および手数料は、特定の人とそのサービスから利益を受けているという前提から、地方自治法に基づき、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

本市における使用料等については、これまで統一された基準で運用していなかったため、本市の類似施設の算定方法や近隣市町との比較等を参考にして、料金設定を行ってきました。

一方で、令和 5 年度に策定した市の行政改革の方向性を示す「彦根市行政経営改革プラン」においては、持続可能な自治体経営をめざす取組の一つとして、受益者負担の原則に基づいた使用料等の見直しを進めることを掲げています。

特定の住民が利益を享受する行政サービスは、受益者の使用料等と非受益者の税負担の公正性を確保し、受益と負担を適正化する必要があります。

使用料等が施設等のコストを大きく下回った場合、その不足分は公費で賄うこととなり、施設等を利用しない市民も負担することとなります。

負担額によっては、著しく公平性を害する恐れがあるため、受益者から適正な使用料等を徴収し、受益と負担の適正化を図ることが重要となります。そのサービスを持続可能なものとするためにも適正な使用料等の設定は必要であることから、「彦根市使用料・手数料の見直しに関する基準」を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

利用する人と利用しない人との負担の公平化を確保するため、利用する人に応分の負担をいただく必要があります。

(2) 類似施設間の調整

近隣自治体や民間事業者と同種・競争性の強い施設や、主に、市外利用者を対象とした使用料等については、近隣自治体、民間事業者、同種施設等の料金動向を踏まえて、適正な水準を算定します。

(3) 定期的な見直し

社会経済情勢等の変化に適切に対応するため、定期的に見直すこととし、その期間を原則 5 年ごととします。

(4) 激変緩和措置

料金の改定に当たって大幅に上昇すると利用者の活動計画等に大きな影響を与えるため、激変緩和措置として、改定後の料金は、現行料金の 1.5 倍を上限とします。

改定前の使用料・手数料に比べ大幅な増額が生じる場合は、利用者等に過度の負担が生じることが考えられることから、改定に係る限度額を設けるものとします。

3 使用料の算定方法

(1) 対象とする使用料

地方自治法第 225 条(使用料の徴収)の規定に基づき徴収する公の施設の使用料
ただし、以下のものを除きます。

(ア) 法令等により、使用料を徴収することができないもの(例:学校、図書館など)

(イ) 法令等により、算定方法が定められているものや、国県の基準により算定しているもの(例:市営住宅、道路等占有料など)

(ウ) 独立採算制が求められる企業会計(例:上下水道会計、病院会計など)

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(2) 使用料の算出の考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用する対価として徴収するものであり、施設の管理運営に係る費用負担については、利用する者と利用しない者との受益と負担の公平性の観点を考慮し、設定する必要があります。

こうしたことから、当該施設の管理運営に係る総費用から、施設利用者に負担を求めるべき費用を抽出した額を「料金原価」とし、「料金原価」をもとに、施設の利用形態等に応じて1㎡当たり、または、1人当たりの単価を算出します。

また、公の施設には、必需性の高い施設だけでなく、民間においても同様のサービスを提供しており市場性が高いと考えられる施設など、多様な施設があります。

そのため、施設使用料の基準に際しては、利用する者と利用しない者との受益と負担の観点を考慮するとともに、類似施設等との均衡や、使用料の激変に伴う利用者への影響を考慮しながら設定するものとします。

(3) 算定方法

$\text{使用料} = \text{料金原価(単位あたり)}$ とする。

※上記を原則として、受益者負担の観点や、類似施設との均衡、激変緩和措置等を加味して算定する。

ア 料金原価の考え方

(ア) 原価

サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員および会計年度任用職員等の人件費

光熱水費、委託料、火災保険料など施設の維持管理や運営に係る経費

施設に係る建物・備品などの減価償却費(使用期間に応じて按分)、今後支出が予定されている修繕費等

なお、土地代(想定地代)は対象外

イ 料金原価の計算方法

$$\text{料金原価} = \frac{\text{年間所要経費} \times \text{使用室面積} \times \text{使用時間数}}{\text{年間貸館時間} \times \text{施設使用(貸室部分)に係る対象面積の合計}}$$

$$\text{料金原価(円/h/m}^2\text{)} = \frac{\text{年間所要経費(円)} \times \text{コスト計算をする区画の面積(m}^2\text{)} \times \text{使用時間数(h)}}{\text{年間利用可能時間(h)} \times \text{施設において貸し付ける全ての区間の総面積(m}^2\text{)}}$$

(ア) 面積基準

貸部屋(ホールや会議室、グラウンド等)のように、ある一定の区画(部屋)を貸切で利用する場合は、1 m² 1 時間当たりの原価を計算した上で、利用面積を乗じて、計算します。

$$\text{① 1 m}^2 \text{ 1 時間あたり単価} = \text{原価} \div \text{年間利用可能時間(時間)} \div \text{床面積(m}^2\text{)}$$

↓

$$\text{② 1 室 1 時間あたり単価} = \text{1 m}^2 \text{ 1 時間あたり単価} \times \text{利用面積(m}^2\text{)}$$

(イ) 人数基準

プールなどのように、ある一定の区画(部屋)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの原価を計算します。

$$\text{1 人当たりの原価} = \text{原価(年)} \div \text{年間利用者数}$$

4 手数料算定の考え方

(1) 対象とする手数料

地方自治法第 227 条(手数料の徴収)の規定に基づき徴収する事務の手数料
ただし、使用料と同様、各種法令により算定されるものを除く。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(2) 手数料の算定の考え方

手数料は、特定の者のために提供するサービスの対価として徴収するものです。こうしたことから、手数料は、当該事務に係る費用を「料金原価」として算出するものとします。

$$\boxed{\text{手数料} = \text{料金原価}}$$

分類	説明
人件費	受付(受付、審査、台帳記入等)、調査(現場調査、審査等)、処理(起案、証明書等作成等)、交付等(交付、手数料徴収等)
物件費等	用紙代、危機のリース料や保守管理委託等

(3) 手数料の計算方法

手数料は、次の手順により、1件当たりの事務処理時間による人件費、物件費等の必要経費から算出します。

【算出例】

1件当たりの原価 =

時間当たり人件費 × 1件当たりの事務処理時間 + 物件費等必要経費 ÷ 年間処理件数

↓

$$\boxed{1\text{件当たりの手数料} = 1\text{件当たりの原価}}$$

5 使用料・手数料の改定に係る取扱い

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組や利用者数の推移のほか、施設の運営状況、法律の改正などの動向により変動していきます。

こうしたことから、使用料・手数料については、コストの縮減努力を前提としつつ、受益と負担の公平性の確保の観点から大規模修繕や法律改正等により施設や事務の取り巻く環境に変化がある場合には、必要に応じ検証し、改定を行うものとします。

なお、改定に当たっては、以下の点を踏まえるものとします。

(1) 減額・免除の取扱い

使用料・手数料については、特例的な措置として慎重に検討した上で減額・免除要件を設定し、適正に運用するものとします。

(2) 利用に係る区分設定

使用料については、各施設の利用状況等を踏まえ、必要に応じ、以下の利用区分等により、別途料金設定を検討します。

(ア) 市内・市外在住者

(イ) 大人・小中学生等

(ウ) 夜間・曜日別

(エ) 個人・団体 等

(オ) 営利・非営利別

(3) その他個別事由による調整

使用料・手数料については、各施設や手数料事務の特性および現状を踏まえ、必要に応じ、個別の調整を行うものとします。